

請 願 審 査 資 料

8年請願第2号

全ての子どもの健やかな育ちのための保育施策について

令和 8年 7月 9日

こども未来局

1 請願事項

8年請願第2号 全ての子どもの健やかな育ちのための保育施策について

(請願者:福岡市保育団体連絡会 ■■■■■ 外 9,073 人)

1. 全ての保育施設において、国が示す保育士配置基準改善策を早急に実現すること。
(子ども:大人 4、5 歳児25:1 3歳児15:1 1歳児5:1)
2. 全ての年齢担当保育士、給食職員の配置基準を改善すること。
3. 保育士確保を、施設現場対応のみにならず、市の責任において進めること。
4. 2026 年度からのこども誰でも通園制度本格実施については、保育の質を担保し、子どもの安心、安全な保育実施のために、以下の点を重視した規則(要項)をつくること。
 - (1) 受入れにおいては、面談の実施を、公費負担の下必須とすること。
 - (2) 受入れ施設は、市の認可施設に限ること。
 - (3) 利用者は、利用施設は年間 1 か所に決めるよう指導すること。
(度々の利用施設変更を避ける)
 - (4) 受入れ施設では年間通じて 1 名以上の専任正規職員配置をすること。(公費負担)

2 請願に対する現状と福岡市の考え方

請願事項1.

全ての保育施設において、国が示す保育士配置基準改善策を早急に実現すること。
(子ども:大人 4、5歳児25:1 3歳児15:1 1歳児5:1)

請願事項2.

全ての年齢担当保育士、給食職員の配置基準を改善すること。

現 状

(1) 保育士の配置基準

都道府県等が府省令に基づき、条例で定めることとされており、福岡市では、原則的に府省令どおりとして条例を定めている。

令和6年4月1日施行の府省令の改正により、3歳児、4歳児及び5歳児の配置基準が改正されたことに伴い本市関連条例を改正(府省令と同様の基準。経過措置あり。)

なお、3歳児の経過措置については、令和10年3月31日までとすることが国から示された。

また、1歳児については、令和7年4月1日以降、国において、一定の要件の下、6対1から5対1へ改善を図った保育所等に対し加算を行うことが示された。

【職員配置基準】

区分	基準	備考
0歳児	3:1	
1歳児	6:1	5:1とした場合に加算あり (※要件あり)
2歳児	6:1	
3歳児	15:1	経過措置 20:1 (令和10年3月31日まで)
4・5歳児	25:1	経過措置 30:1 (当分の間)

※1歳児の加算の要件:以下の全てを満たす施設

- ・処遇改善等加算の3区分全てを取得している
- ・業務においてICTを活用した一定の機能を導入している
- ・職員の平均経験年数が10年以上

(2) 調理員の配置基準

府省令においては、調理業務の全部を委託する施設を除いて調理員を置かなければならない趣旨の規定が定められているが人数の基準について定めはない。

公定価格にかかる通知においては、次のとおり示されている。

【調理員配置基準】

入所定員	調理員数	備考
~20人	1人	
21~40人	2人	うち1人は非常勤
41人~150人	2人	
151人~	3人	うち1人は非常勤

〔公定価格(国)による主な加配〕

- ・ 1歳児配置改善加算
職場環境改善を進めている施設・事業所において、1歳児に係る保育士配置基準を1歳児5人につき1人により実施する施設に加算
1施設あたり 約1,277,400円/年 (※90人定員 1歳児5人受入で試算)
- ・ 3歳児配置改善加算
3歳児に係る保育士配置基準を3歳児15人につき1人により実施する施設に加算
1施設あたり 約1,899,000円/年 (※90人定員 3歳児15人受入で試算)
- ・ 4歳以上児配置改善加算
4歳以上児に係る保育士配置基準を25人につき1人により実施する施設に加算
1施設あたり 約1,260,000円/年 (※90人定員 4歳以上児25人で試算)
※チーム保育推進加算の対象施設は対象外
- ・ チーム保育推進加算
一定の経験年数を積んだ複数保育士のチームによる保育体制を行う保育所に加配できるよう加算
(加算要件：以下の全てを満たす施設が対象)
 - ① 必要保育士数を超えて保育士を配置
 - ② キャリアを積んだチームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備
 - ③ 職員の平均経験年数が12年以上※ 令和5年度～比較的規模の大きな保育所(※定員121人以上)について、4・5歳児の職員配置25:1が実現できるよう2人まで加配を可能とするよう加算拡充(令和4年度までは保育所の規模にかかわらず1人)
1施設あたり 約15,381,600円/年(※130人定員及び受入2人加配で試算)
- ・ 栄養管理加算
食事の提供にあたり、栄養士を活用して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に加算
※栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。
1施設あたり 約1,216,800円/年(※130人定員及び栄養士雇用で試算)

〔福岡市独自による主な加配〕

- ・ 充実保育士雇用費 (令和7年度実績 2億9,564万円)
最低基準上の保育士配置基準が大きく変動する「0歳児」から「1歳児」、「2歳児」から「3歳児」について、児童が環境に適應するまでの期間(70日間)の非常勤保育士(2人分)を雇用するための経費を助成
1施設あたり 1,188,040円/年
- ・ 年休代替職員雇用費 (令和7年度実績 2,733万円)
- ・ 週休代替職員雇用費 (令和7年度実績 2億1,514万円)
- ・ パート調理員雇用費 (令和7年度実績 2億4,970万円)

請願に対する福岡市の考え方

保育士の配置基準改正については、経過措置が設けられているものの、できるだけ早期に改正後の基準を充足するよう各園に対し求めているところではあるが、現状において一部の園で充足できていない。

全国的に保育士不足が課題となっている中、福岡市においても保育士の有効求人倍率が高止まりしている状況などがあることから、従来より独自で保育士の処遇改善に取り組むとともに、令和8年3月に関係条例を改正し、みなし保育士の範囲を拡充するなど、保育人材確保の環境整備を行ってきたところであり、引き続き保育人材の確保に取り組んでいく。

保育士や調理員の配置基準については、本来、国の責任において検討され、制度改定されるべきものであると考えており、これまでも改善について国に要望を行ってきたところであり、令和6年度には3～5歳にかかる基準が改善された。

なお、福岡市としても公定価格の加算制度などの積極的な活用を各施設に促すとともに、独自に充実保育士やパート調理員雇用費等の助成を行っているところであり、引き続き、更なる保育現場の環境の向上に向け国に要望するとともに、福岡市独自の支援についても継続して実施していく。

請願事項3.

保育士確保を、施設現場対応のみによらず、市の責任において進めること。

現状及び請願に対する福岡市の考え方

保育士に対する有効求人倍率は、全国的に高い水準で推移しており、保育士の確保のための環境整備について、市においても継続的に取り組みを進めている。

保育士の採用については、保育所等を運営する各法人の権限において行われるものであるが、各法人による保育士確保を支援するため、福岡市保育協会補助金における職員の処遇改善に係る助成や、家賃助成、奨学金返済支援等を行ってきたところであり、保育士の更なる賃金改善などを含む公定価格の充実について、引き続き、国に要望していく。

また、保育士・保育所支援センターにおける求人施設と求職者のマッチング支援などを通じ、直接的に保育士確保の支援を行っているところであり、引き続きハローワークとも連携しながらその機能の充実に取り組んでいく。

さらに、保育士が保育現場で長く働きたいと思えるよう、ICTの活用促進や保育補助者の雇用費助成等により保育士の負担軽減に努めるとともに、保育所における優良取り組み事例などを周知するなど、保育士の処遇や労働環境の向上に向けた取り組みを推進していく。

※参考資料「保育士等の確保・処遇改善に関する制度等」

請願事項4.

2026 年度からのこども誰でも通園制度本格実施については、保育の質を担保し、子どもの安心、安全な保育実施のために、以下の点を重視した規則(要項)をつくること。

- (1) 受入れにおいては、面談の実施を、公費負担の下必須とすること。
- (2) 受入れ施設は、市の認可施設に限ること。
- (3) 利用者は、利用施設は年間1か所に決めるよう指導すること。
(度々の利用施設変更を避ける)
- (4) 受入れ施設では年間を通じて1名以上の専任正規職員配置をすること。
(公費負担)

現 状

「こども誰でも通園制度」については、福岡市は、令和5年度から他都市に先駆けて国のモデル事業に参加し、課題の把握とよりよい制度構築に努めてきた。

令和8年度から子ども・子育て支援法上の給付制度となり、全国で実施されているが、福岡市においては、子どもが保育環境等に早期に慣れ、子育て支援の充実や保育士の負担軽減にもつながるよう、利用時間を独自に拡充し、月 40 時間としているほか、利用する曜日や時間帯を固定する「定期利用」を中心にするなど、工夫のうえ実施している。また、障がい児を受け入れた場合の補助金を国基準に上乘せするなど独自の取り組みを行っている。

(1) 受入れにおける面談の実施について

本事業の運営基準を定めた「福岡市特定乳児等通園支援事業の運営の基準を定める条例」において、子どもと保護者の心身の状況等を把握するために、利用前の面談の実施を義務付けている。面談時間などの要件を満たす場合は、給付費において、加算の対象としている。

(2) 受入れ施設について

本事業の受入れ施設については、認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所のほか、福岡市における指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設からの申請に基づき、「福岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例」に定める受入体制を確保できる事業者を認可して実施している。

(3) 利用施設の固定について

福岡市では、実施要綱において、原則として利用する曜日や時間帯を固定する「定期利用」に限定して事業を実施しており、特定の事業所を継続的に利用することを想定している。

なお、個々の事情に応じて利用施設を変更することは可能としている。

(4) 専任正規職員の配置について

幼稚園や認可外保育施設等で行う「一般型」については、専任職員を置くこととしている。保育所等で行う「余裕活用型」については、保育所等の保育と一体的に運営されることを想定しているため、専任職員は必置としていない。

また、従事職員の雇用形態については運営法人においてそれぞれの状況に応じて決められている。なお、配置基準は条例において、認可保育所等と同等としている。

請願に対する福岡市の考え方

福岡市は、令和5年度のモデル事業の段階から当該制度に参加し、試行錯誤しながら、子育て支援の充実や保育士の負担軽減の観点を踏まえて、円滑に運営できる制度の構築を進めてきたところである。

令和8年度からは、子ども・子育て支援法に基づく国の給付制度となり、「福岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例」に基づき、必要な受入体制が整っている事業者を認可し、事業を実施することとしている。

引き続き、保育の質が確保されるよう、確認・指導等を通じて適正な運用を確保するとともに、制度の趣旨にそった適切な利用の推進に努めていく。